国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和８年 11 月 12 日
物流・自動車局旅客課

タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業（第 27 期）を実施します

～令和８年８月１日から９月 30 日の間の LP ガスに係るコスト負担に対して支援を実施～

「タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業」（第 27 期）の申請受付を、11 月 12 日（木）から開始します。
なお、今回の対象期間は令和８年８月１日～９月 30 日です。

国土交通省では、現在の原油価格の高騰を受け、国民生活等への不測の影響を緩和するため、LP ガスを使用するタクシー事業者に対して、燃料高騰相当分を支援する事業を実施しています。
今般、第１期～第 26 期に続き、第 27 期（令和８年８月１日～９月 30 日）の申請受付を開始します。

１ 補助対象事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者

２ 申請受付期間
令和８年 11 月 12 日（木）～12 月 25 日（金）16 時

３ 支援内容
令和８年８月１日～９月 30 日の間における、LP ガスに係るコスト負担に対して支援を実施。
※令和８年 10 月以降の事業については、別途お知らせします。

４ 事業の執行団体
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局
（パシフィックコンサルタンツ株式会社内）
具体的な事業内容や申請方法等の詳細については、事務局のホームページをご確認ください。
【事務局特設 Web サイト】
https://www.lpg-subsidy.pacific-hojo.jp/

※第１期～第 26 期とは申請書、電話番号、提出メールアドレス等が異なりますのでご注意ください。

５ その他
・令和８年 10 月以降の事業については、別途お知らせします。
・第１期～第 26 期（令和４年１月～令和８年７月分）の受付は終了しています。
・第 24 期～第 26 期に補助金を受領された事業者においては、第 27 期については申請が簡便になる場合があります。詳しくは事務局特設 Web サイトをご覧ください。

【問い合わせ先】
（補助事業の申請に関すること）
タクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業　事務局
（パシフィックコンサルタンツ株式会社内）
TEL：050-5444-3150
※第１期～第 26 期と異なりますのでご注意ください。

（事業全般に関すること）
物流・自動車局旅客課　武藤、下條
代表：（03）5253-8111（内線 41223）
直通：（03）5253-8571